

平成 20 年第 2 回定例
夕張市議会会議録
平成 20 年 6 月 27 日(金曜日)
午前 10 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 議案第 2 号 平成20年度夕張市後期高齢者医療事業会計補正予算
議案第 1 3 号 平成20年度夕張市一般会計補正予算
議案第 1 4 号 平成20年度夕張市診療所事業会計補正予算
議案第 1 5 号 夕張市体育施設設置条例の廃止について
議案第 1 6 号 夕張市清水沢プール設置条例の制定について
- 第 2 議案第 3 号 夕張市生活館等設置条例の一部改正について
- 第 3 議案第 4 号 恩給条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 5 号 夕張市養護老人ホーム設置条例の廃止について
- 第 5 議案第 6 号 夕張市国民健康保険条例の一部改正について
- 第 6 議案第 7 号 夕張市営住宅条例の一部改正について
- 第 7 議案第 8 号 夕張市観光施設設置条例の一部改正について
- 第 8 議案第 9 号 夕張市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正について
- 第 9 議案第 1 0 号 市職員懲戒審査委員会委員の選任について
- 第 1 0 議案第 1 1 号 夕張市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 1 1 議案第 1 2 号 夕張市農業委員会委員の推薦について
- 第 1 2 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

- 第 1 3 報告第 2 号 平成19年度夕張市国民健康保険事業会計繰越明許費繰越額の報告について
- 第 1 4 報告第 3 号 専決処分の報告について
- 第 1 5 報告第 4 号 平成19年度夕張市土地開発公社事業報告及び決算報告について
- 第 1 6 報告第 5 号 例月現金出納検査の結果について
報告第 6 号 例月現金出納検査の結果について
報告第 7 号 例月現金出納検査の結果について
報告第 8 号 例月現金出納検査の結果について
- 第 1 7 意見書案第 1 号 2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元等教育予算の確保・拡充を求める意見書
- 第 1 8 意見書案第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第 1 9 意見書案第 3 号 地域医療の確保に関する意見書
- 第 2 0 意見書案第 4 号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書
- 第 2 1 意見書案第 5 号 携帯電話リサイクルの推進を求める意見書
- 第 2 2 意見書案第 6 号 子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書
- 第 2 3 意見書案第 7 号 「森林環境税(仮称)」の導入を求める要望意見書

◎出席議員(9名)

高 間 澄 子 君
伝 里 雅 之 君
島 田 達 彦 君
角 田 浩 晃 君
加 藤 喜 和 君

正 木 邦 明 君
高 橋 一 太 君
新 山 純 一 君
山 本 勝 昭 君

◎欠席議員（なし）

午前 10 時 30 分 開議

●議長 加藤喜和君 ただいまから、平成 20 年第 2 回定例夕張市議会第 3 日目の会議を開きます。

●議長 加藤喜和君 本日の出席議員は 9 名、全員であります。

●議長 加藤喜和君 本日の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により

正木議員

高橋議員

を指名いたします。

●議長 加藤喜和君 この際、事務局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 竹下明洋君 報告いたします。

参与並びに書記の職氏名についてであります、先に報告のとおりであります。

以上で報告を終わります。

●議長 加藤喜和君 日程に入ります前に、案件の追加とその取り扱いについて、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

角田議員。

●角田浩晃君（登壇） 追加案件の提出にかかわり、その取り扱いについて協議のため、先に議会運営委員会を開催しておりますので、その結果についてご報告申し上げます。

追加提出されることとなりました案件は、本会議初日に可決されました夕張市財政再建変更計画書が、去る 24 日に総務大臣の同意が得られたことに伴い、

これに関連するものとして、議案第 13 号平成 20 年度夕張市一般会計補正予算、議案第 14 号平成 20 年度夕張市診療所事業会計補正予算、議案第 15 号夕張市体育施設設置条例の廃止について、議案第 16 号夕張市清水沢プール設置条例の制定についての 4 議案でありまして、この案件の取り扱いにつきましても、本日の本会議において上程し、即決することとしたところであります。

この結果、意見書案の調整結果も踏まえ、本定例市議会における付議案件数は、議案 16 件、報告 8 件、意見書案 7 件の、あわせて 31 件となるものであります。

以上で報告を終わります。

●議長 加藤喜和君 ただいまの報告のとおり取り扱うことと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように取り扱ってまいります。

●議長 加藤喜和君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 加藤喜和君 日程第 1、議案第 2 号平成 20 年度夕張市後期高齢者医療事業会計補正予算、議案第 13 号平成 20 年度夕張市一般会計補正予算、議案第 14 号平成 20 年度夕張市診療所事業会計補正予算、議案第 15 号夕張市体育施設設置条例の廃止について、議案第 16 号夕張市清水沢プール設置条例の制定について、以上、5 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 2 号、議案第 13 号ないし第 16 号の 5 議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第 2 号平成 20 年度夕張市後期高齢者医療事業会計補正予算につきましては、北海道後

期高齢者医療広域連合会から受けた重度医療該当者の高額療養費還付金を、市を通じて被保険者等へ還付するため、所要の経費を計上するものであります。

歳入歳出予算の補正額は、267 万 5,000 円となり、この結果、歳入歳出予算の総額は、2 億 5,663 万 5,000 円となるものであります。

以上で、後期高齢者医療事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 13 号平成 20 年度夕張市一般会計補正予算につきましては、主に先般、6 月 24 日に総務大臣の同意が得られました夕張市財政再建変更計画に基づく予算の補正を行おうとするものであります。

まず、第 1 条、歳入歳出予算の補正額 1 億 2,013 万 3,000 円の内訳につきましては、4 ページ、一般会計歳入歳出予算補正事項別明細の歳出からご説明申し上げます。

9 ページ、3 款民生費、2 項児童福祉費につきましては、保育協会運営費補助において交付決定により生じた予算残の一部を他経費に振り替えるため、減額するものであります。

10 ページ、4 款衛生費、1 項保健衛生費につきましては、市立診療所への補助との関連において診療所事業会計への繰出金を増額するものであります。

11 ページ、8 款土木費、4 項住宅費につきましては、市営住宅で発生いたしました漏水事故による損害を入居者へ賠償するための経費を計上するものであります。

12 ページ、9 款消防費、1 項消防費につきましては、寄贈を受ける救急車の装備の充実を図るため、所要の経費を計上するものであります。

13 ページ、10 款教育費、5 項保健体育費につきましては、屋根の崩落により使用できなくなったスウィミングセンターの解体撤去経費及び廃止した清水沢プールの再開に向けた整備に要する経費を計上するものであります。

14 ページ、13 款繰上充用金、1 項繰上充用金につきましては、平成 19 年度一般会計決算見込みに

おいて財政再建計画に比し赤字額が減少したことを踏まえ、今回補正をする事業の財源不足分を減額するものであります。

6 ページに戻ります。

歳入につきましては、歳出に関連する特定財源をそれぞれ関係科目に計上するものであります。

この結果、歳入歳出予算の総額は、412 億 1,532 万 8,000 円となるものであります。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 14 号平成 20 年度夕張市診療所事業会計補正予算につきましては、一般会計と同様、夕張市財政再建変更計画に基づく予算の補正を行おうとするものであります。

第 1 条、歳入歳出予算の補正につきましては、市立診療所への補助に係る所要額を計上し、その歳入については、一般会計からの繰入金と同額計上するものであります。

歳入歳出予算の補正額は、2,700 万円となり、この結果、歳入歳出予算の総額は、1 億 660 万 7,000 円となるものであります。

以上で、診療所事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 15 号夕張市体育施設設置条例の廃止についてであります。本条例に体育施設として規定しております、市内清水沢清栄町に設置の夕張市民健康広場「センターハウス」及び「ドンペーズ球場」については、体育施設としての効用の維持が困難な状況であり、また、夕張市スウィミングセンターについては、本年 3 月、屋根の崩落により使用不能となったため、解体・撤去することから、いずれも体育施設としての用途を廃止するため、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第 16 号夕張市清水沢プール設置条例の制定についてであります。本案は、使用不能となった夕張市スウィミングセンターの廃止に伴い、その代替施設として、先に用途廃止をした市内清水沢清陵町の清水沢水泳プールを整備の上、新たに夕張市清水沢プールとして再開をし、市民の利用に供す

るため、本条例を制定しようとするものであります。

なお、使用料金につきましては、近隣の同様施設等を勘案し、大人 300 円、高校生 100 円とし、上屋新設工事等が終了後の平成 21 年度より適用するものであります。

以上、議案第 2 号、議案第 13 号ないし第 16 号の 5 議案、一括して提案理由をご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本 5 議案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 5 議案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 2、議案第 3 号夕張市生活館等設置条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 3 号夕張市生活館等設置条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、夕張市日吉会館の指定管理者である日吉町内会が本年 4 月 4 日をもって解散したため、指定管理者を取り消したので、本施設を普通財産とした上で、今後の取扱いについて検討を加えることとしたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 3、議案第 4 号恩給条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 4 号恩給条例の一部を改正する条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本年 3 月、恩給法による恩給改定率の改訂等に関する政令の施行に伴い、本市の恩給条例についてもこれに準じ所要の改正を行おうとするものであります。

その主な内容といたしましては、恩給の基礎給料年額の据え置き、遺族扶助料の实在職年の年数が 6 年未満の最低補償額を本年 10 月分以降より引き上げることなどであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 4、議案第 5 号夕張市養護老人ホーム設置条例の廃止についてを議題と

いたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 5 号夕張市養護老人ホーム設置条例の廃止について提案理由をご説明申し上げます。

市内紅葉山において市が運営・管理しております養護老人ホームは、本年 10 月 1 日に恵庭市に本部を置く社会福祉法人いちはつの会に移管されることから、本案のとおり条例を廃止しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 5、議案第 6 号夕張市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 6 号夕張市国民健康保険条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、平成 20 年度の国民健康保険料必要見込み額との関連における保険料率及び賦課限度額の改正、並びに資産割額の廃止のほか、健康保険法施行令の一部を改正する政令及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い

申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。
高橋議員。

●高橋一太君 それではちょっと、ただいまの議案第 6 号の今回の国保会計の一部改正についての質問をしていきたいと思います。

今の提案の中身、提案理由等々について、この部分については私としてもやむを得ない状況という部分では一定程度理解は示しております。

ただ、これ即座に改定後ですね、それぞれ市民の方に納付書が届いたときに、何でこうなったの。やはり相当、金額としては大幅に引き上げになる方もいるでしょうし、そういう状況を考えていきますと今日この状況の中できちとした説明というのがやっぱりある程度必要であるし、確認としてしておかなければいけないのではなかろうかと考えておりますので、今議会のこの今の提案の部分を含めてもう少し詳しい説明を求めていきたいと思いますので、その辺ご答弁よろしくお願いします。

●議長 加藤喜和君 市民課長。

●市民課長 天野隆明君 今の高橋議員の国保についての詳しい説明ということで、中身について説明いたします。

国民健康保険会計につきましては、18 年度におきましてそれまでの累積赤字、9 億 5,000 万円ほどの赤字がありましたが、それは一般会計からの繰り入れで解消しましたが、18 年度単年度におきまして 3,400 万円の赤字、19 年度につきましても 4,800 万円ほどの赤字が見込まれております。累積で 8,200 万円、これが今後の累積赤字となるものであります。

今までは一般会計から、赤字分については繰り入れされておりましたが、保険料率を据え置いて現在までできておりますけども、19 年度に財政再建計画がスタートしまして一般会計からの繰り入れは非常に難しいものとなっております。

今後は、国保の事業会計内で何とか赤字を出さないように取り組まなければならない。そのためには、一つとしては医療費の増高、そして介護納付金の増、

加えて法改正によりまして後期高齢者支援分というのが設けられまして、保険料率の改定が必要になったと、本課の計算の中で出されたものであります。

こうなりますと、どうしても赤字にならないようにするにはまず医療費を抑えるということが必要であります。そのために、国保の被保険者一人ひとりが健康に関心を持っていただいて、健康の大切さというものを考える機会として、今年度から始まります特定検診を積極的に受けていただきたいと。よって、医療費の抑制につながるのではないかと考えております。

また、累積の赤字の 8,200 万円につきましては、今回の料率改定をいたしまして国保の赤字解消計画に基づいて今後、料率の算定をしました分で若干の黒字が出ますので、解消していきたいと思います。

以上でございます。

●議長 加藤喜和君 高橋議員。

●高橋一太君 今、ご答弁ありました中で 18 年度の決算状況で、それまで赤字だった部分の 9 億 5,000 万ですか、これについては既に 353 億の再建計画の中にもう積み上げていると。これはもう既に、現在、スタートさせている状況でありますから、そういった意味では国保会計としては終了している状況だと思うんですね。さらに、課長の答弁の中にあつたとおり、解消すべき赤字額、これ 18 年度、19 年度で 8,200 万円あると。その中で、この辺をきちんと返済していかなければならないという状況が市民に対しても、認識の度合いとしてももう少しちょっと詳しい報告をしておかなければいけないのかなと思うんです。

つまりそれは、逆に言うと何年くらいの計画の中でどの程度の金額をこれから返していかなければいけないのかと。少なくともそういう部分は少し細かく説明をしていったほうがいいのではないかなと思うんですけど、そのあたりどうでしょうかね。

●議長 加藤喜和君 市民課長。

●市民課長 天野隆明君 累積赤字につきましては、赤字解消計画により 10 年かけて赤字を解消する

という計画書を作りまして、北海道の方に提出しております。

今回の提案する料率で算定いたしますと、本年度においては約 570 万円程度の黒字になるということで、一部ですが赤字の解消ができると考えております。

●議長 加藤喜和君 高橋議員。

●高橋一太君 わかりました。そこでなんでも、そういった部分でこれからいずれにしてもこういった部分、返済もしていかなければいけないし、市民のさらなる努力というものも求められてくると思うんですね。

そういう中で、当然これは今後、早い話が医療費がかかっていけばいくほど料率負担は増になっていくというような傾向になると思うんですけども、これは今後の課題も含めて行政として、また担当課としてこれからの医療費の節減なり対策案なり、こういったものもある程度一定のご協力なり理解というものも求めていく必要性もあると思いますし、そういったものも打ち出していかなければいけないのかなと。

ただそこで、難しいのは現在の夕張市の状況を考えますと、高齢化率等々考えていくと、そういった部分では非常に厳しい面もあると思われますけども、その辺の考え、今後何か方案としてあるのであれば、その辺もしあればこの場でお示しをいただきたいと思いますんですけども。

●議長 加藤喜和君 市民課長。

●市民課長 天野隆明君 先ほども申し上げましたけども、まず医療費の抑制ということになりますと国保の被保険者一人ひとりがまず認識を変えていただかなければならないと。

その対策としては、今年から始まります特定検診、これは 40 歳から 74 歳までの方を対象に、1 年に 1 回検診していただくということで通知を出します。その方々が自分の身体というものをどういうものかとわかっていただく機会ではないかと。また、それが医療費の抑制につながりますし、自分の健康の大

切さというものをわかっていただく機会ではないか
と思います。

今後、被保険者へのいろんな情報等、保健師とも
連携を取りましてそういうようないろんな健康につ
いての相談などを進めていって、医療費の抑制につ
なげていきたいと考えております。

●議長 加藤喜和君 高橋議員。

●高橋一太君 まさにそういう対応が必要かと思
われます。そのためにも、先般の医療センターを含
めた議論の部分にも重なってくることはあるんです
けども、そのためにも当然これは今後、市民にも検
診なり予防医療のあり方、重要性とというのはそう
いった意味では非常に発信する必要性というのは行
政としても必要性があると思いますし、だからこそ
今後、行政が主体となられてまさしく地域医療、さ
らには中核病院のあり方、連携性、必要性というの
は当然、重要な課題になってくるんじゃないかなと
思いますので、その辺は要望も含めて添えておきた
いと思います。

それとあとちょっと、一つ金額の部分で平成 19
年度の医療費実績、それぞれケースごとで出されて
いる資料があるんですが、これはすでにもらってい
る資料であります。この中で、これ平成 19 年度ベ
ースなんですけども、6,000 万円台前後での医療費実
績で維持されてきているんですが、10 月から 7,200
万、そして 11 月は 8,400 万、12 月は 7,400 万と、
10 月を皮切りに少し上向きに傾向しているという
状況なんですけども、この辺は医療費の増の傾向に
あった何か考えられる理由というか、その辺という
のは行政として何か押えられている部分はありま
すか。もしあれば、お示しをいただきたいと思い
ます。

●議長 加藤喜和君 市民課長。

●市民課長 天野隆明君 医療費分析につきまし
ては、詳しいところについてはまだ全部は解明して
おりませんけども、大きな要因としては市外にかか
っている患者さんがちょっと微増になっているので
はないかというところで今、分析しているところで
あります。

●議長 加藤喜和君 よろしいですか。高橋議員、
いいですか。

高橋議員、続けてください。

●高橋一太君 質問変えていくんですが、いいで
すかね。

もう一点、これは確認の意味でなんですけども、
今回の後期高齢者制度の導入で、今回の改正する部
分で大幅な増につながったというものではないとい
うことで、そういう認識を持っているんですけども、
それはそういうことでよろしかったんですよね。

このこともきちっとある程度市民にも理解を示し
ていただく上で、ある程度その辺の説明もしてい
ただいたほうがいいのではないかなと思うんですが、
そのあたりはどうですか。

●議長 加藤喜和君 市民課長。

●市民課長 天野隆明君 夕張の国保の現状なん
ですけども、全道から見まして夕張国保というのは
非常に医療費が多くかかっていると。その中で保険
料はどうかというと、全道においても低い位置にあ
るということで、収支のバランスが非常に難しい状
況になってきていると。また、その赤字分について
は一般会計からの繰り入れもできない状況になって
いると。

したがって今回、料率改定をしまして、そこら辺
の累積が増えないうちに、今回、料率改定して長期
で、少ない累積赤字を 10 年で解消していきたいとい
うふうに考えております。

ちなみに、夕張市の保険料なんですけども、全道の 173
のうち約 120 位ということで、非常に低い位置にあ
ります。また、医療費につきましては一人あたりで
すけども、全道で 11 番目という高い位置にあります
ので、非常にこれまた、これらを考えますと保険料
の見直しというのは必要でないかというふうに考え
ております。

●議長 加藤喜和君 高橋議員よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

角田議員、いいですか。

〔「じゃ、一つ・・・」と呼ぶ者あり〕

角田議員。

●角田浩晃君　それでは確認の意味合いで、今、課長の方から今まで旧料金においては大変低料金の中でやってきたと。今後は一般会計からの赤字補てんということにはならないということで、国保会計の中でいくらかの黒字を出しながら借金について返済していくという、そういう計画であります。

新しく料金改定された折に、今、百二十何位という旧料金の発表がありました、想定される順位はどの辺の位置に位置するのでしょうか。

それぞれが改定しているとは思いますが、今把握している範囲でいうと、改定後になるとどの程度のレベルになるのか。夕張市はとかく、一番行政的にはサービスが低くて、市民負担が多いまちというイメージがございます。

この上がったことにより、市民そのものが動揺することなく、現実を受け止めてもらいたいということで、どの程度のレベルにあるのかということをご報告願います。

●議長 加藤喜和君　市民課長。

●市民課長 天野隆明君　料率改定しまして引き上がるとしましても、18 年度の、手元にデータしかありませんが、この数値でいきますと値上げしても 20 番目前後になるのではないかと。

したがって、まだほかの市においても改定されておりますので、果たしてこの位置になるかどうかというのは明確ではありませんが、概ね 20 番から 25 番くらいになるのではないかと思います。

●議長 加藤喜和君　よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

はい、高橋議員。

●高橋一太君　この件について最後、これは要望的なものも踏まえてなんですけども、今回新たに出された部分で、正直私としてもいろいろと資料を見れば見るほど複雑な状況でありまして、非常に理解していくためには一定の時間がかかるでしょうし、すべてをまだ正直なところ把握しきれてないのも事実であります。

そんな状況で、果たして市民の皆さんがどこまで理解を示せるのかなということもありますし、当然、今後の中で広報なり資料等の中でそういったものは出されて配布もするんでしょうけども、果たしてそれだけでどれだけの理解が得れるのかなと。ましてや、高齢者の方についてその資料だけでどれだけの理解が求められるのかなという部分が一番懸念される部分でありますから、いずれにしても納付書が来たときにいろんな部分で問い合わせも含めて、そういった声が上がってくる部分が予想されるんですけども、それらも含めて今後、対応面についてある程度何かこれに向けた説明会といいましょうか、そういったものも時には必要になってくるのかなと思われましますし、逆に言うと何かそういった対策というものは考えられているのか。

もしなければ、これは要望として述べておきますけども、もしあればお答えいただければと思います。

●議長 加藤喜和君　答弁いただけますか。

市民課長。

●市民課長 天野隆明君　これから 7 月にかけて国保の納付書が発送されますけども、その中にいろんな説明資料、保険料の中身等、いろんな資料を付けますので、それを読んでいただきましてまたわからなければ、市の担当の方に問い合わせさせていただきたいと。

また、別途説明会等については今現在、考えておりません。

●議長 加藤喜和君　よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、これをもって質疑を結びたいします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 6、議案第 7 号夕張市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 7 号夕張市営住宅条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、南清水沢 4 丁目地区市営住宅の老朽化による解体除却に伴い、管理戸数を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 7、議案第 8 号夕張市観光施設設置条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 8 号夕張市観光施設設置条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

市内社光に設置のサイクリングターミナル「黄色いリボン」につきましては、一昨年の 3 月より指定管理されてきたものでありますが、先般、指定管理者から採算が取れないことを理由に、指定管理の取

り消しの申し出があったところであります。

同施設につきましては、今後、観光施設としての効用の維持は困難な状況にあることから、観光施設としての用途を廃止し、行政財産から普通財産に区分変更の上、新たな有効活用を図るため、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 8、議案第 9 号夕張市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 9 号夕張市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、永年勤続して退職した非常勤消防団員に支給する退職報償金の支給対象をより明確にし、同制度の運用の一層の適正化を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 9、議案第 10 号市職員懲戒審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 10 号市職員懲戒審査委員会委員の選任について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、委員でありました天野隆明さんが本年3月31日をもって同職を辞任されたため、その後任として寺江和俊さんを適任と認め、新たに選任することについて同意を得ようとするものであります。

寺江さんの略歴を申し上げます。

寺江さんは、昭和36年12月26日生まれ、46歳であります。

昭和59年4月、夕張市役所に奉職、平成19年4月、市民課長に就任、本年4月からは総務課長に就任し、現在に至っております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定してまいります。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

●議長 加藤喜和君 日程第 10、議案第 11 号夕張市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 11 号夕張市固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、現委員であります高橋武男さん、工藤久志さん並びに佐藤勝さんが本年7月16日をもって任期満了となりますので、その後任として、高橋武男さん並びに佐藤勝さんについては再度選任することとし、工藤久志さんの後任として、新たに西田洋二さんを選任することについて、それぞれ同意を得ようとするものであります。

なお、高橋さん、佐藤さんの略歴につきましては省略させていただき、西田さんの略歴を申し上げます。

西田さんは、昭和 23 年 7 月 10 日生まれ、59 歳であります。

昭和 47 年 4 月、夕張市役所に奉職、平成 13 年 4 月、産業経済部長に就任し、平成 19 年 3 月、夕張市役所を退職、同年 5 月に中小企業基盤整備機構北海道支部夕張対策室夕張駐在員事務所企業誘致専門員に採用され、現在に至っております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定してまいります。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

●議長 加藤喜和君 日程第 11、議案第 12 号夕張市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

この場合、地方自治法第 117 条の規定により新山議員は除斥の対象となりますので、退席を願います。

〔新山議員退席〕

ただいま新山議員が退席されましたので、出席議員は 8 名であります。

それでは、角田議員から提案理由の説明を求めます。

角田議員。

●角田浩晃君（登壇） 議案第 12 号夕張市農業委員会委員の推薦について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律第 12 条並びに夕張市農業委員会委員及び職員定数条例第 1 条の規定に基づき、議会において推薦すべき学識経験を有する委員であります新山純一さんが本年 7 月 19 日に任期満了となりますので、その後任について再度同氏を推薦しようとするものであります。

なお、経歴につきましてはお手元に配付のプリントのとおりであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり推薦することにご決定いたしました。

〔新山議員出席〕

ただいま除斥の対象となりました新山議員が議場に戻られましたので、出席議員は 9 名であります。

●議長 加藤喜和君 日程第 12、報告第 1 号専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 報告第 1 号専決

処分の承認を求めることについて、その内容をご説明申し上げます。

本件は、夕張市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分によって定めたものであります。

改正の内容につきましては、本年 4 月 1 日より都市計画区域内における夕張市農業振興地域整備計画で定められた農用地区域を都市計画税の課税対象から除くものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定してまいります。

本件はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件はこれを承認することにご決定いたしました。

●議長 加藤喜和君 日程第 13、報告第 2 号平成 19 年度国民健康保険事業会計繰越明許費繰越額の報告についてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 報告第 2 号平成 19 年度夕張市国民健康保険事業会計繰越明許費繰越額の報告について、その内容をご説明申し上げます。

本件は、高齢者医療制度システム整備の予算を翌年度に繰り越したことにより、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 加藤喜和君 日程第 14、報告第 3 号専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 報告第 3 号専決処分の報告について、その内容をご説明申し上げます。

本報告は、本年 4 月 11 日、市内平和 1 番地の市営住宅において発生した水漏れ事故により、当該入居者に損害を与えたことに対する損害賠償額を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものであります。

よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 加藤喜和君 日程第 15、報告第 4 号平成 19 年度夕張市土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 報告第 4 号平成 19 年度夕張市土地開発公社事業報告及び決算報告についてであります。本報告は地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき提出したものであります。

よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 加藤喜和君 日程第 16、報告第 5 号ない

し第 8 号、いずれも例月現金出納検査の結果について、以上 4 案件一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 加藤喜和君 日程第 17、意見書案第 1 号 2009 年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率 2 分の 1 復元等教育予算の確保・拡充を求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、角田議員ほか 8 名全員の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 18、意見書案第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、角田議員ほか 8 名全員の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 19、意見書案第 3 号 地域医療の確保に関する意見書を議題といたします。

本意見書案は、角田議員ほか 8 名全員の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 20、意見書案第 4 号
国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、角田議員ほか 8 名全員の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 21、意見書案第 5 号
携帯電話リサイクルの推進を求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、高間議員ほか 8 名全員の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 22、意見書案第 6 号
子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書を議題といたします。

本意見書案は、高間議員ほか 8 名全員の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 23、意見書案第 7 号
森林環境税（仮称）の導入を求める要望意見書を議題といたします。

本意見書案は、角田議員ほか 8 名全員の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれをもって閉じます。

●事務局長 竹下明洋君 ご起立願います。

●議長 加藤喜和君 これをもちまして第 2 回定例夕張市議会を閉会いたします。

午前 11 時 23 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 長 加 藤 喜 和

夕張市議会 議 員 正 木 邦 明

夕張市議会 議 員 高 橋 一 太